



埼玉県報

第 2955 号
平成 29 年(2017 年)
11 月 24 日
金曜日

目次

告示

- 県民サービスプラットフォーム整備業務に関する落札者等の公示（情報システム課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 坂戸都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 坂戸都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 国道 299 号線の区域の変更（飯能県土整備事務所）
- 県道鴻巣川島線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第千二百四十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十一月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

県民サービスプラットフォーム整備業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム課システム指導・集中化担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号

3 落札者を決定した日

平成29年 9 月13日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社ナブアシスト 群馬県前橋市元総社町521番地の 8

5 落札金額

42, 120, 000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成29年 8 月 4 日

告 示

埼玉県告示第千二百四十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

越谷コミュニティプラザ

埼玉県越谷市南越谷一丁目二千八百七十六番一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）イオンリテールストア株式会社 代表取締役 岡崎双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番一号 外 計十六者

（変更後）イオンリテールストア株式会社 代表取締役 岡崎双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番一号 外 計十五者

ハ 変更年月日

平成二十九年八月一日外

ニ 届出年月日

平成二十九年十一月九日

二 縦覧期間

平成二十九年十一月二十四日から平成三十年三月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年十一月二十四日から平成三十年三月二十四日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第千二百四十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

越谷コミュニティプラザ

埼玉県越谷市南越谷一丁目二千八百七十六番一

ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 七五〇台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 七五〇台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 四か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 四か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成三十年一月一日外

ニ 届出年月日

平成二十九年十一月九日

二 縦覧期間

平成二十九年十一月二十四日から平成三十年三月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年十一月二十四日から平成三十年三月二十四日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千二百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十九年十一月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
 - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部都市計画課
電話 ○四八―八三〇―五三四一
 - ロ 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

一	番号							
	都市計画 区域名	坂戸						
	市町村名	坂戸市 鶴ヶ島市						
	都市計画の 種類及び名称	区域区分						
	公聴会	期日及び時間	平成二十九年 十二月二十六 日午後二時三 十分から					
		場 所	鶴ヶ島市役所 5階会議室					
	公述申出書	提出期間	平成二十九年 十一月二十四 日から平成二 十九年十二月 八日まで					
		提 出 先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、坂戸市都 市計画課、鶴 ヶ島市都市計 画課					
	都市計画の構想	閲覧期間	平成二十九年 十一月二十四 日から平成二 十九年十二月 八日まで					
		閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県飯 能県土整備事 務所、坂戸市 都市計画課、 鶴ヶ島市都市 計画課					

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第千二百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十九年十一月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問合せ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 ○四八―八三〇―五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課（川越市においては上下水道局事業計画課）

番号	一	
都市計画 区域名	坂戸 川越	
市町村名	坂戸市 鶴ヶ島市 川越市	
都市計画の 種類及び名称	下水道	
公聴会	期日及び時間	平成二十九年 十二月二十六 日午後二時三 十分から
	場 所	鶴ヶ島市役所 5階会議室
公述申出書	提出期間	平成二十九年 十一月二十四 日から平成二 十九年十二月 八日まで
	提 出 先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、坂戸市都 市計画課、鶴 ヶ島市都市計 画課、川越市 上下水道局事 業計画課
都市計画の構想	閲覧期間	平成二十九年 十一月二十四 日から平成二 十九年十二月 八日まで
	閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県飯 能県土整備事 務所、埼玉県 川越県土整備 事務所、坂戸 市都市計画 課、鶴ヶ島市 都市計画課、 川越市上下水 道局事業計画 課

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十四日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線 名 二百九十九号
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
入間市鍵山一丁目一四二四番四地 先から同市河原町一三一〇番一 地先まで	入間市鍵山一丁目一四二四番四地 先から同市河原町一二八八番四地 先まで		区 間
一 二・五〇 二 三・二三	一 一・一三 二 九・二三		敷地の幅員 (メートル)
一九九・三五	一九九・五九		延長 (メートル)
霞橋架け替え事業による。			備 考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十四日

埼玉県東松山県土整備事務所長 高 師 功

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鴻巣川島線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
町五八七番二地先まで	比企郡川島町大字下小見野字 矢代町八二二番一地从先から	区 間
一一・九一〇二二・七一	七・四三〇九・六九	敷地の幅員 (メートル)
二五二・八〇		延長 (メートル)
自転車歩行者道整備工事		備考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年十一月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成二十九年四月二十一日

指令川建セ第二八〇〇六二〇号

二 検査済証番号

平成二十九年十一月二十日

川建セ第二九〇〇三〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字林四百六十四番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町月の輪三丁目九番地十

寺井 啓介

告 示

埼玉県選管告示第六十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十九年十一月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	社会福祉法人靖和会 特別養護老人ホーム 入間つつじの園	埼玉県入間市宮寺二千四百 六十七番地